

産業報國聯盟の生誕

日五十月八年三十和昭 (二)

協

調

(可認物便郵種三第)
(日五十月七年二十和昭)

協 (可認物便郵種三第)
(日五十月八年三十和昭)

(三) 第五十號 調

産業報國聯盟創立趣意書

今や我國は未曾有の歴史的
轉換期に際し、國家内外の
情勢を眞に重大を極め、日
本國民たるの使命は容易なら
ざるものがある。斯かる非常
の難局の方りては、舉國一體
國家の總力を擧げてこれが措
置を講ずることは、收緊の急務で
ある。

是に對策委員會は時局
後的重要對策の一として、勞
資關係指導精神の確立、並に
その善と宣揚に關する諸方策
を得たのである。右委員會の
決議に基き、官民植樹運動を
創立し、全產業人に対する業
報國の精神を普及徹底すると
共に、この精神を具現すべき
組織を整備し、以て產業道義
化運動に邁進せんとするもの
である。

惟ふに光輝ある日本の歴史
は皇室を中心として、萬邦に比
類なき國體を極めてゐる。即
ち我が國は一君の下萬民相率
して奉公の誠を效し、聖潔道

務に基き産業報國運動展開の準備
を終へるべく、時局對策委員會關
係者によつて執拗な努力を傾け
し來つたりであるが、こゝに半年
の月を隔て、七月三十日その中央
機関たる産業報國聯盟の創立を見
るに至つた。

その創立趣意書、綱領、規約及
び役員をもつて諸省諸方の報告し
併せて、創立至る経過の大要を
據記したいと思ふ。

時局對策委員會は本年二月二日
その開會に際して、協調會總會長
の年月を隔て、七月三十日その中央
機関たる産業報國聯盟の創立を見
るに至つた。

支那事變も甚だ進展しまして、
國家内外の狀態は極めて多事難済。
そのためであるが、この重大時
局に當つて何よりも大切なことは國
力の培養充實であります。政府はこ
の點に鑑み、吉田内閣が新設された
のであります。協調會に於きました
ても時代は即ち厚生政策の實

現に努力致したゞに皆様の御賛同
を得て、時局對策委員會を開設す
ることとなつた次第であります。

かくの如き趣旨に基き時局對策

委員會はその審議研究すべき項目
を採擇し研究を具體的専門的見
法を得、一方政府にその實行方を
建議すると同時に、國民自らの責

務に基き産業報國運動の準備
を終へるべく、時局對策委員會關
係者によつて執拗な努力を傾け
し來つたりであるが、こゝに半年
の月を隔て、七月三十日その中央
機関たる産業報國聯盟の創立を見
るに至つた。

その創立趣意書、綱領、規約及
び役員をもつて諸省諸方の報告し
併せて、創立至る経過の大要を
據記したいと思ふ。

時局對策委員會は吉田茂氏委
員長の下に、傷寒軍人對策及統後の
社會設施を研究し、第二專門委員
會は河原田株式會員長の下に勞

資兩院の問題、勞動力給給調整の
問題及労働保護の問題を開始
したのである。

第一專門委員會は第一に研究す
べき項目として、勞資調整問題を決
定、第一回を（月十六日）、第二回
を同二十一日、第三回を三月二日
に、第四回を同七日、第五回を同

地より行ふ必要上、專門委員會を依
嘱し第一專門委員會は吉田茂氏委
員長の下に傷寒軍人對策及統後の
社會設施を研究し、第二專門委員
會は河原田株式會員長の下に勞

資兩院の問題、勞動力給給調整の
問題及労働保護の問題を開始
したのである。

協調會は元來勞資關係の根本的
な問題を以て、其の創立の使命とする
調整を以てその創立の使命とする
團體であつて、單に火消的な姑息
な仕事を以て任務とするものでは

綱 領

十四日には、それも大會に於て
同一問題に付き意見の一致を見る。幹
事會に於て成文化して三月三十日
正午より第一回時局對策委員會に
専門委員會の一致せる意見として
既に發表せる「大會開設方策」案
卷を探査し研究を具體的専門的見
法を得、一方政府にその實行方を
建議すると同時に、國民自らの責

務に基き産業報國運動の準備
を終へるべく、時局對策委員會關
係者によつて執拗な努力を傾け
し來つたりであるが、こゝに半年
の月を隔て、七月三十日その中央
機関たる産業報國聯盟の創立を見
るに至つた。

その創立趣意書、綱領、規約及
び役員をもつて諸省諸方の報告し
併せて、創立至る経過の大要を
據記したいと思ふ。

産業報國聯盟役員	
理事長	男爵 顧問
厚生大臣	大臣 岩井 河原 田稼吉
内務大臣	大臣 木戸 幸一
文部大臣	大臣 末次 信正
商工大臣	大臣 木村 順次郎
厚生省勞働局長	長岡 保太郎
協調會常務理事	松木 勇平
陸軍少將	横溝 光暉
内閣情報部長	池田 成彬
厚生省勞働局長	成田 一郎
協調會常務理事	水野 鍾太郎
衆議院議員	郷之助
監督	三輪 審
監督	桂之助
全国労働組合聯合監理事	井川

産業報國聯盟規約

第一條 本聯盟ハ産業報國聯盟ト	第二條 本聯盟ハ本聯盟ハ本聯盟ノ綱領ニ 封入ス
基干産業報國ノ精神ヲ全産業人 ニ普及し徹底シ共ノ實質ヲ闇ルコ トヲ以て目的のス	人たる自覺を以て産業報國の 業を盡すならば、期せずして 産業の發展と國民の厚生とは 自ら達成し得るのである。
第三條 右ノ目的ヲ達スル為め本 聯盟ハ各事業場内ニ産業報國勞 資一體ノ精神ヲ發揚スル為メ 産業報國會又ハ之ニ准ズル機關 ノ創設並御其ノ運営シ其ノ他本縣 縣ノ使命ヲ達成スルニ必要ナル	明治維新以來七十 年の躍進はまさに世界の驚異 である。全國の大精神明治維 新の大氣魄は脈々として我等 の血管を流れつゝある。この 大精神大氣魄を父祖に承け継 いだ昭和日本一億の同胞は、 如何なる難局に遭遇しようとも 之を打開し克服し得ないので ある。
第四條 本聯盟ハ左ノ役員ヲ置ク 構成ス	庶幾くば大方の士、本聯盟 の趣旨に賛同し、その事業に 協力せられんことを。
一 加勵輔體 産業報國會又ハ 之ニ准ズル機關	評議員 若干名
二 賛助團體 本聯盟ノ精神性 別ニ之ヲ定ム	専門委員 若干名
三 地方権要ノ地ニ支部ヲ置クコト ニ置ク	第六條 本聯盟ノ本部ヲ東京市ニ 置キ事務所ヲ財團法人協調會内 事務所行ふモノトス

一 加勵輔體 産業報國會又ハ 之ニ准ズル機關	評議員 若干名
二 賛助團體 本聯盟ノ精神性 別ニ之ヲ定ム	専門委員 若干名
三 地方権要ノ地ニ支部ヲ置クコト ニ置ク	第六條 本聯盟ノ本部ヲ東京市ニ 置キ事務所ヲ財團法人協調會内 事務所行ふモノトス

一 加勵輔體 産業報國會又ハ 之ニ准ズル機關	評議員 若干名
二 賛助團體 本聯盟ノ精神性 別ニ之ヲ定ム	専門委員 若干名